

## 諸外国の制度概要

		日本 	アメリカ (ニューヨーク州) 	アメリカ (カリフォルニア州) 	イギリス (イングランド及びウェールズ) 	フランス 	ドイツ 	韓国 
私法上の成年年齢		20歳	18歳	18歳	18歳	18歳	18歳	19歳
刑事責任年齢		14歳	7歳	法定されていない。 ※ただし、行為時14歳未満の者については、検察官が、行為時、善悪の区別を有していたことを立証しなければならない。	10歳	法定されていない。 ※是非弁別能力の有無は個別に判断される。	14歳	14歳
刑事手続において少年として扱われなくなる年齢		20歳	16歳 ※家庭裁判所法は、7～15歳を少年と規定し、家庭裁判所における審理の対象としている。	18歳 ※Welfare and Institution Conde は、18歳以上の者を成人 (Adult)と規定し、それに対する、少年 (Child, Minor)について、少年裁判所の管轄にあるとしている。	18歳 ※Children and Young Persons Act1933は、10～13歳を児童 (Child)、14～17歳を少年 (Young person)と規定し、青少年裁判所での審理の対象としている。	18歳 ※犯罪少年に関する1945年2月2日のオールドナースは、18歳未満の者を少年として、成人に対する刑事手続と異なる手続の対象としている。	18歳 ※少年裁判所法は、18歳未満の者を少年として、少年裁判所における審理の対象としている。ただし、18歳以上21歳未満の者についても、一定の要件の下、少年裁判所法が適用される場合がある。	19歳 ※少年法は、19歳未満の者を少年と規定し、検事が保護処分に関する理由があると判断する場合に、家庭法院少年部での審理の対象としている。
少年事件の手続・処分		○ 処分時14歳～19歳の者は、家庭裁判所における手続の対象となり、少年院送致、保護観察に付される。審判不開始、不処分となることもある。 ○ 一定の重大な罪を犯した行為時16～19歳の者は、原則として、通常裁判所における刑事手続の対象となる。	○ 行為時7～15歳の者は、家庭裁判所における手続の対象となり、施設収容、保護観察、条件付き釈放等の保護処分に付される。 ○ 一定の重大な罪を犯した行為時13～15歳の者は、原則として、刑事裁判所における刑事手続の対象となる。	○ 行為時18歳未満の者は、少年裁判所における手続の対象となり、保護処分に付される。 ○ 一定の重大な事件を犯した行為時14歳以上の者は、刑事裁判所における刑事手続の対象となる。	○ 裁判時10～17歳の者は、原則として、青少年裁判所で裁判を受ける。処分には、金銭処分、社会内処分、保護者に対する処分、施設収容処分などがある。 ○ 一定の重大な犯罪については、通常の裁判所で、成人と同様に審理される。	○ 行為時18歳未満の者は、犯罪類型とその年齢に応じて、少年重罪院、少年裁判所、少年係判事、違警罪裁判所において審理を受ける。 ○ 処分について、原則として、教育的処分、例外的に、教育的制裁、刑罰を科すことができる。ただし、13歳未満の少年に対して刑罰を科すことはできない。	○ 行為時14～17歳の者は、少年裁判所における手続の対象となり、教育処分、懲戒処分又は少年刑に付される。 ○ 少年刑は、原則として、6月以上5年以下の期間で定める。法定刑が10年を超える罪を犯したときは、10年以下の期間で定める。	○ 行為時14～18歳の者は、検事が保護処分に該当する事由があると判断した場合には、家庭法院少年部等において保護事件として処理され、監護委託、受講命令、社会奉仕命令、保護観察、病院等への委託、少年院送致の保護処分に付される。 ○ 検事が保護処分に該当する事由がないと判断した場合には、刑事事件として処理される。
施設内処遇	自由刑の種類	○ 懲役、禁錮、拘留	○ 拘禁刑	○ 拘禁刑	○ 拘禁刑	○ 拘禁刑 ※重罪の自由刑に「懲役」及び「禁錮」、軽罪の自由刑に「拘禁刑」の訳語が当てられることがあるが、いずれも作業の強制等は伴わないことから、「拘禁刑」で統一した。	○ 拘禁刑	○ 懲役、禁錮、拘留(30日未満)
	受刑者の義務	○ 懲役の受刑者は、所定の作業を行う。禁錮・拘留受刑者は申請により、作業が許可され得る。 ○ 受刑者には、改善指導及び教科指導を行う。	○ 受刑者に作業の義務はない。 ○ 行刑法において、全ての受刑者は、社会化と更生に最も資すると考えられる教育プログラムを受けることとされている。	○ 刑法において、受刑者に作業の義務がある。 ○ 行刑法規則においても、受刑者に、刑務作業、教育、治療プログラム等の課業が割り当てられることとされている。	○ 行刑法規則において、受刑者に作業の義務がある。 ○ 刑務所は教育を提供しなくてはならないが、受刑者の受講を義務付ける規定はない。	○ 受刑者に作業の義務はない。 ○ 刑事訴訟法において、受刑者は施設長の許可を得て、作業に従事することができる。	○ 行刑法において、受刑者に作業の義務がある(連邦法)。 ○ 適性のある受刑者は、職業訓練を受けることもできるが、受刑者の同意が必要である。	○ 刑法において、懲役刑の受刑者は定役に服することとなる。 ○ 禁錮及び拘留受刑者は、申請により作業を行うことができる。 ○ 教育及び教化プログラムを受刑者に義務付ける規定はない。

		日本 	アメリカ (ニューヨーク州) 	アメリカ (カリフォルニア州) 	イギリス (イングランド及びウェールズ) 	フランス 	ドイツ 	韓国 
社会内処遇	刑の執行猶予	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑の執行猶予 <ul style="list-style-type: none"> <li>・猶予期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その全部について執行猶予の言渡しが無いとき等には、執行猶予は自動的に取消される。また、猶予期間内に犯した罪が罰金の場合等には、裁量的に取り消され得る。</li> </ul> </li> <li>○ 保護観察付き執行猶予 <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行猶予期間中、保護観察官による指導監督・補導援助を受けることとなる。指導監督の一環として遵守事項が設定され、遵守事項に違反した場合には、その情状が重いときは、執行猶予が裁量的に取り消され得る。</li> </ul> </li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護観察</li> <li>○ 条件付き刑 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれも、一定期間、刑の執行を猶予するとともに、条件を付して、被告人を釈放する制度である(両者は、刑の執行猶予期間中に保護観察官の監督に付するか否かの点で異なる。)</li> <li>・いずれの場合も、定められた期間内に、対象者による条件違反、新たな犯罪等が認められた場合に、裁判所は、保護観察・条件付き刑の修正・取消しをすることができる。取消しの場合、猶予されていた刑が執行されることとなる。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑の執行猶予(法定の遵守事項のうち1つ以上を賦課し得る) <ul style="list-style-type: none"> <li>・猶予期間内に対象者が設定された遵守事項に違反し、又は、新たな犯罪に及んだ場合、裁判所は、執行猶予を取り消さず執行猶予命令を修正する(遵守事項の強化、期間の延長)ほか、罰金刑を言い渡すことができる。また、裁判所は、執行猶予の取消しを全部又は一部について命じることができる。</li> <li>・猶予期間内に、対象者が遵守事項にも違反せず、新たな犯罪にも及ばなければ、拘禁刑は執行されない。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑の執行猶予 <ul style="list-style-type: none"> <li>・猶予期間中に新たな犯罪が行われ、かつ執行猶予の付かない判決が言い渡された場合、裁判所は、猶予の全部又は一部を裁量的に取り消す。</li> </ul> </li> <li>○ 保護観察付き執行猶予</li> <li>○ 公益奉仕労働付き執行猶予 <ul style="list-style-type: none"> <li>・拘禁刑の執行猶予について保護観察に付するものであり、監督措置(善行保持のために強制的に課される一般的定め)、裁判所が定める特別義務(個別的定め)に応じなければならぬが、援助処分を受けられることができる。</li> <li>・これらに反した場合には、裁判官は、期間の延長、執行猶予の全部又は一部の取消しをすることができる(公益奉仕労働付き執行猶予も同様)。</li> </ul> </li> <li>○ (類似の制度として) 刑事強制刑 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の軽罪について、裁判官の監督の下、一定期間、特別の義務及び禁止事項等を課すものである。</li> <li>・これらに違反した場合には、義務及び禁止事項の修正・追加が可能であり、これでも不十分である場合や、期間中に重罪又は軽罪を犯して執行猶予を伴わない自由刑の宣告を受けた場合には、予め定められた拘禁刑の全部又は一部が執行され得る。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑の執行猶予 <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行猶予期間中に、執行猶予の要件である「すでに有罪判決を警告として受け止め、将来、行刑の作用がなくとも、犯罪行為にはもはや及ばないであろうと期待できる」との要件を満たさないことが明らかになった場合、取消事由に該当する。</li> </ul> </li> <li>○ 遵守事項(負担)付き執行猶予</li> <li>○ 指示付き執行猶予</li> <li>○ 保護観察付き執行猶予 <ul style="list-style-type: none"> <li>・遵守事項(負担)とは、猶予される刑の代替として金銭支払いなどを課すものである。</li> <li>・指示とは再犯防止のための助力として生活行動に介入するものである。</li> <li>・保護観察とは保護観察官による指導監督である。</li> <li>・執行猶予に遵守事項(負担)・指示等が付された場合、これらに著しく違反し、新たな犯罪行為を行う危険があるとき等に、取消事由に該当する。</li> <li>・取消事由に該当した場合には、遵守事項(負担)・指示の追加、保護観察の付加等のより権利制約の少ない措置を言い渡し、それでも改善できない場合に執行猶予を取り消す。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑の執行猶予 <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行猶予期間中に故意に犯した罪で禁錮以上の実刑を宣告され、判決が確定したときに、執行猶予の宣告は効力を失う。</li> </ul> </li> <li>○ 保護観察付き執行猶予等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護観察の遵守事項や社会奉仕・受講命令に違反し、その程度が重い場合には、執行猶予の取消事由となる。</li> </ul> </li> <li>○ 社会奉仕命令、受講命令付き執行猶予</li> </ul>
	再度の執行猶予の可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 単純執行猶予は不可</li> <li>○ 一定の場合、保護観察付き執行猶予は可能</li> </ul>	—	○ 可能	○ 可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 単純執行猶予は不可 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、前科が罰金であれば可</li> </ul> </li> <li>○ 保護観察付き執行猶予は可能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の累犯者である場合を除く。</li> </ul> </li> </ul>	○ 可能	○ 不可
	保護観察等の場合に課される義務の内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護観察の遵守事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪性のある者との交際等の特定行動の禁止</li> <li>・労働従事、通学等の特定の行動の実行・継続</li> <li>・特定のプログラムの受講</li> <li>・「自立更生促進センター」への宿泊</li> <li>・社会奉仕活動への参加等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行状・更生に関する条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険・不良な習慣の放棄、不法・不評な場所への立入等の禁止、勤勉な労働、必要な教育・職業訓練の習得、医学的・精神医学的治療の受診・入院、アルコール・薬物の禁絶プログラム等への参加、家族の扶養等、損害賠償等、公共機関等での奉仕活動等</li> </ul> </li> <li>○ 遵守事項の履行に関して報奨金の提供等</li> <li>○ 監督に関する条件(保護観察のみ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護観察官への報告等</li> </ul> </li> <li>○ 電子監視(保護観察のみ)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護観察、条件付き刑の条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所は条件設定について広範な裁量を有しており、条件が、①被告人が犯した罪の性質と無関係であり、②それ自体は犯罪とならないような事柄に関するものであり、かつ、③将来の犯罪行為と合理的に関係があるとはいえない行動を禁止又は要求するものではない限り、無効とはならない。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 執行猶予に伴う遵守事項、社会内命令 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無償労働、特別活動命令、認定プログラム受講、禁止行為命令、門限命令、特定地域からの排除命令、住居指定命令、精神治療命令、薬物更生命令、アルコール治療命令、(対象者が25歳未満の場合のみ)センター出頭命令</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監督措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判官の召喚に応じる義務、ソーシャルワーカーの訪問を受けて情報提供する義務等</li> </ul> </li> <li>○ 特別義務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職・教育の受講、定住、医療プログラム受診、扶養への寄与、損害賠償、国庫への支払、運転禁止、特定場所への立入禁止、賭け事の禁止、共犯者等との交際禁止、被害者・未成年者との接触禁止、武器の所持・携帯禁止等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遵守事項(負担) <ul style="list-style-type: none"> <li>・損害の回復への尽力、公益施設への金銭支払い、公益役務の提供、国庫への金銭支払い</li> </ul> </li> <li>○ 指示 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住・教育・労働等に関する命令の遵守、裁判所等への出頭、犯罪を誘引するような特定の人物等との接触禁止、犯罪を誘引するような物件の所持等の禁止、扶養義務の履行、(同意により)身体的侵襲を伴う治療・禁絶治療の受診、(同意により)適切な施設等への居住</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護観察の遵守事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定時間帯の外出制限、特定地域・場所への立入禁止、特定人に対する接近禁止、損害回復の努力、居住場所制限、射撃行為の禁止、一定量以上の飲酒禁止、麻薬等中毒性のある物質使用禁止、麻薬・喫煙・飲酒検査に従うこと</li> </ul> </li> <li>○ 社会奉仕命令、受講命令 <ul style="list-style-type: none"> <li>・500時間以内の社会奉仕</li> <li>・200時間以内の受講</li> </ul> </li> </ul>



		日本 	アメリカ (ニューヨーク州) 	アメリカ (カリフォルニア州) 	イギリス (イングランド及びウェールズ) 	フランス 	ドイツ 	韓国 
社会内処遇	宣告猶予制度 又はこれに類似する制度	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護観察, 条件付き放免 ・裁判所は, 一定の重罪を除き, 被告人に遵守事項を賦課して, 保護観察, 条件付き放免を言い渡すことができる(両者は, 適用犯罪, 保護観察が適当か否か等の要件が異なる。) ・裁判所は, 期間中条件の変更・追加が可能である。期間中に対象者が新たに犯罪に及んだ, 又は遵守事項に違反した場合には, 保護観察の言渡しを取り消し, 拘禁刑等を言い渡す。</li> <li>○ 訴追却下を考慮するための延期 ・裁判所は, 一定の場合, 有罪答弁・審理開始前に期限を定めずに訴訟を延期し, その間, 被告人に条件を付すこととなる。 ・6か月以内に検察から申し立てがあった場合には, 訴訟を再開しなければならないが, 訴訟の再開がなく6か月が経過すれば, 訴追は却下される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 判決の宣告猶予 ・一定の薬物犯罪に及んだ被告人について, 同種前科がない等の一定の場合には, 有罪答弁後期間を定めて, 判決の宣告を猶予することができる。 ・この場合, 対象者は, 薬物プログラムを受け, これを完了すれば, 訴追は棄却される。他方, 対象者がプログラムに十分に組み込まない場合等の一定の場合, 裁判所は, 対象者に元の犯罪について有罪判決を言い渡し, 量刑手続期日を指定する。</li> <li>○ 保護観察, 条件付き刑 ・一定期間, 刑の宣告を猶予するとともに, 条件を付して被告人を釈放する制度である(両者は, 保護観察官の監督に付するか否かの点で異なる。) ・手続については, 「刑の執行猶予(概要)」欄に記載したとおりであるが, 保護観察・条件付き刑が刑の宣告を猶予して付される場合には, 保護観察, 条件付き刑の取消しの際, 裁判所は, 被告人に保護観察等を付した時点で存在した事情を基礎に, 量刑を行うこととなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会内命令 ・法定の遵守事項のうち, 1つ以上を賦課するもの。遵守事項違反が認められた場合, 原則として, 1度目は警告, 2度目以降は, 処遇期間の延長等の審理が行われ, 悪質な場合には, 元の犯罪の量刑のやり直しや, 拘禁刑・罰金の言渡しも可能である。</li> <li>○ 条件付き放免 ・軽微な罪を犯した者について, 裁判所が訴追を打ち切るものの, 一定の期間を定めてその間に犯罪に及ばないとの条件を付し, 条件に反した場合は, 元の犯罪について量刑するものである。</li> <li>○ 刑の宣告延期制度 ・裁判所は, 量刑に際し, 有罪認定後の被告人の行状, 環境の変化を考慮するため, 条件を付して, 刑の宣告を6か月まで延期できる。 ・この場合, 裁判所は, 条件に違反した場合にいかなる刑が科されるかを被告人に告げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑の宣告猶予 ・裁判所は, 軽罪又は違警罪について, 有罪判決を受けた者の社会復帰が達成されつつある等の要件を満たした場合, 有罪宣告後刑の宣告を猶予できる。 ・裁判所は, 最初の宣告猶予から1年以内に, 刑の宣告, 刑の免除又は新たな宣告猶予を言い渡す。</li> <li>○ 保護観察付き宣告猶予, 命令付き宣告猶予 ・保護観察付き宣告猶予の場合には, 条件違反を理由に, 期間の経過を待たずに事件を裁判所に付託することができる。 ・命令付き宣告猶予の場合は, 刑の宣告を猶予する際に一つ又は複数の指示の遵守を命じることができるものであり, 指示が所定期間内に履行された場合には, 刑を免除することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑の留保付きの警告 ・罰金刑について, 有罪宣告時に警告を与え, 刑を定めて言渡しを猶予することができる。 ・裁判所は, 被害者との和解等の努力, 公益施設等への金銭支払, 通院による医療・禁絶治療の受診, 社会性トレーニング講習の受講等の指示が可能である。 ・期間内に再犯等に至らなければ, 警告で終了する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑の宣告猶予</li> <li>○ 保護観察付き宣告猶予 ・1年以下の懲役・禁錮又は罰金の刑を宣告すべき場合, 改悔の情が顕著なときには, 刑の宣告を猶予することができる。必要に応じて, 1年間の保護観察を命じることができる。 ・刑の宣告猶予を受けた日から2年を経過したときは免訴されたものとみなされる。その期間中に, 資格停止以上の刑に処せられた場合には猶予されていた刑が宣告され, 保護観察の遵守事項に違反し, その程度が重いときには, 猶予されていた刑が宣告され得る。</li> </ul>
	起訴猶予に伴う再犯防止措置	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制定法上のものは存在しないと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制定法上のものは存在しないと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条件付注意処分 ・被疑者が犯罪を犯した証拠がある, 被疑者が自由している等の要件を満たした場合, 警察官は, 条件付注意処分を言い渡すことができる。 ・条件は, 被疑者の更生に資するもの, 弁償をさせるもの等である必要がある。 ・被疑者が条件に反した場合, 当初の犯罪で訴追が行われる。</li> <li>○ 刑事和議 ・検察官は, 被疑者が一定の軽罪・違警罪について自認する場合, 一つ又は複数の措置からなる刑事和議を提案でき, 被疑者がこれを実行すると公訴権が消滅する。 ・措置には, 和議にかかる罰金の国庫への納付, 自動車運転免許証等の預託, 公益奉仕労働, 研修の受講等がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑事調停 ・検察官は, 一定の場合, 被疑者に対して, 法に基づく義務行為の指示, 研修への参加, 犯罪に起因する損害の賠償等の措置を求めることができる。 ・措置が実行されなかった場合, 検察官は刑事和議又は訴追を行う。</li> <li>○ 刑事和議 ・検察官は, 被疑者が一定の軽罪・違警罪について自認する場合, 一つ又は複数の措置からなる刑事和議を提案でき, 被疑者がこれを実行すると公訴権が消滅する。 ・措置には, 和議にかかる罰金の国庫への納付, 自動車運転免許証等の預託, 公益奉仕労働, 研修の受講等がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訴追手続の打ち切り ・検察官は, 軽罪について訴訟遂行が可能な場合であっても, 一定の場合に, 遵守事項(負担)・指示を条件付けることにより, 当該手続を打ち切ることができる。 ・この場合, 検察官は, 一定の期間を定め, その間に, 被疑者が遵守事項(負担)・指示を遵守した場合にはその件では訴追されない。 ・遵守事項(負担)・指示としては, 損害の回復のための特定の役務, 非営利の役務, 職業訓練コースへの参加等がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童虐待事案について ・検事は, 児童虐待行為者に対し, 相談, 治療又は教育を受けることを条件として起訴猶予とすることができる。</li> <li>○ 家庭内暴力犯罪について ・検事は, 相談を受けることを条件として起訴猶予とすることができる。</li> <li>○ 少年の刑事事件について ・検事は, 犯罪予防ボランティア委員による善導や, 少年の善導・教育と関連する団体・施設における相談等を条件として, 起訴猶予とすることができる。</li> </ul>